

一般事業主行動計画 **策定** 変更届

届出年月日 令和 7年 2月 25日

都道府県労働局長 殿

（ふりがな） しゃかいふくしほうじんふじのかい
 一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 藤の会

（ふりがな） あんどうふみお
 （法人の場合）代表者の氏名 安藤 文夫

住 所 〒509-0252
 岐阜県可児市矢戸 67

電 話 番 号 0574-48-8686



一般事業主行動計画を（**策定**・変更）したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 108人
 - 〔男性労働者の数 19人
 - 〔女性労働者の数 89人
2. 一般事業主行動計画を（**策定**・変更）した日 令和 7年 2月 25日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 令和 7年 3月 1日 ～ 令和 9年 1月 31日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法
6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用（**自社のホームページ**）女性活躍・両立支援総合サイト／その他
 - ② その他の公表方法
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 - ① インターネットの利用（**自社のホームページ**）女性活躍・両立支援総合サイト／その他
 - ② その他の公表方法
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
 - (1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 (**済**)
 - (2) 選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）
 （管理職に占める女性労働者の割合が、~~67%~~）

一般事業主行動計画の担当部局名	社会福祉法人 藤の会
（ふりがな） 担当者の氏名	かわひと ちづみ 川人 智津美

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 2025年3月1日～2027年1月31日

2, 当法人の課題

- ・ユニット型施設で、24時間稼働であるため夜勤勤務もあり全ての職員の労働時間が同じでない。
- ・シフトで24時間の勤務を管理しているため、有給休暇の取得が遠慮される。(有給休暇を取得すると、他の職員に負担がかかるのではないか…)
- ・有給休暇は、特別な何かの時に使うよう貯めておく傾向がある。

3, 目標と取組内容・実施時間

目標

全ての職員が計画的に有給休暇を取得し、取得率を70%以上とする。

<実施期間・取組内容>

- 2025年2月～ 計画的に有給休暇を取得するよう全職員に説明する。
- 2025年5月～ 生産性向上の取組の進捗状況を確認し、更に無駄な業務の洗い出しを行う。
- 2025年10月～ 業務手順の見える化を実施する。
- 2026年2月～ それぞれ職員毎に2026年度の有給休暇取得の計画を立て、各ユニットで一年間の有給取得計画を立てる。
- 2026年6月～ 有給取得率の低い職員との面談を実施。